

伊平屋空港PI 評価委員会規約(案)

(設置)

第1条 伊平屋空港PI評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、伊平屋空港協議会(以下「協議会」という。)が設置する。

(目的)

第2条 評価委員会は、協議会が行う伊平屋空港のパブリック・インボルブメント(以下「PI」という。)のプロセスや結果について評価、助言を行うことによりPIの透明性、公平性や公正性を確保することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 評価委員会は、前条の目的を達成するために次の事項について評価、助言を行う。

- (1)PI実施期間中のPI活動に関すること
- (2)PI実施結果に関すること

(構成)

第4条 評価委員会は、所掌事務の遂行に必要な有識者をもって構成し、委員の構成は別紙のとおりとする。

(第三者性)

第5条 委員は、評価委員会の目的に照らし、特定の行政機関および特定の利害関係者等の利害を代表してはならない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、評価委員会の所掌事務が完了するまでとする。

(委員長)

第7条 評価委員会には、委員長を置く。

(評価委員会の運営)

第8条 評価委員会は、委員長が招集し開催する。

2 評価委員会は、協議会に対し評価委員会の運営に必要な資料の提出を求めることができる。

3 評価委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員は、個人を識別させる情報や個人の権利利益を害する恐れのある情報などを漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(委員会の公開)

第10条 評価委員会は、特段の理由がある場合を除き、原則として公開とする。

(事務局)

第11条 評価委員会の事務局は、沖縄県に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのない事項は、その都度審議して定める。

附 則

この規約は、平成18年 6月26日より施行する。

(別紙)

伊平屋空港PI評価委員会 委員

氏 名	備 考
大 城 保	沖縄国際大学 経済学部経済学科 教授
堤 純一郎	琉球大学 工学部環境建設工学科 教授
崎山 律子	フリージャーナリスト

(順不同・敬称略)